記 者 発 表 資 料

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令 和 7 年 10 月 31 日
国土交通省東北地方整備局
鳴瀬川総合開発工事事務所

鳴瀬川総合開発事業による環境への影響を審議します
～第１１回 『 鳴瀬川総合開発環境検討委員会 』 を開催～

鳴瀬川総合開発工事事務所は、鳴瀬川総合開発事業による水質や動植物といった環境への影響を評価するため、学識者を招いて「鳴瀬川総合開発環境検討委員会」を開催します。
本委員会では、令和７年度に施工した工事による環境影響評価や保全措置の事例、令和８年度の調査計画について報告し、学識者より専門的な知見からの技術的な指導、助言をいただきます。

１．日　時　：令和７年１１月５日（水）１４：００～１６：００（受付１３：３０～　）

２．場　所　：鳴瀬川総合開発工事事務所　３階大会議室
宮城県大崎市古川駅前大通一丁目５－１８　ふるさとプラザ３階

３．内　容　：次第（別紙－１）のとおり

４．傍聴人席：一般傍聴席と報道関係者席を用意しております。
・傍聴を希望される方は開会１０分前までに受付を済ませて下さい。
・一般の方で傍聴を希望される方は先着順による入場とさせて頂きます。
・報道関係者の席を用意しておりますので、取材の場合は社名腕章等の着用をお願いいたします。
・ご来場頂く方は、予め、添付資料「公開要領（別紙－５）」をご確認下さい。
・事務所敷地に駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

＜発表記者会：古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　鳴瀬川総合開発工事事務所
電話　０２２９－２２－７８１１（代表）
副所長（技術）　齋藤（さいとう）　勝博（かつひろ）　（内線２０４）
調査設計課長　伊藤（いとう）　龍一（りゅういち）　（内線３５１）

別紙－１

第 11 回　鳴瀬川総合開発環境検討委員会

【　次　第　】

日時：令和 7 年 11 月 5 日(水)　14:00～16:00
場所：鳴瀬川総合開発工事事務所　３F 大会議室

1. 開会

2. 鳴瀬川総合開発工事事務所　所長　挨拶

3. 鳴瀬川総合開発環境検討委員会　委員長　挨拶

4. 令和 7 年度(2025 年度)鳴瀬川総合開発事業実施状況

5. 議事
   (1)第 10 回委員会(前回)の技術的助言と対応状況
   (2)令和 7 年度のモニタリング調査の実施状況
   (3)令和 8 年度のモニタリング調査計画（案）
   (4)新規確認種等の影響検討について

6. その他

7. 閉会

別紙－２

鳴瀬川総合開発環境検討委員会　委員名簿

※順不同　敬称略

所　　属　　等	氏　　名	備　　考
東北鳥類研究所　所長	ゆ い　まさとし 由井　正敏	生物学（猛禽類） 【動物、生態系】
日本大学 工学部土木工学科　教授	うめだ　まこと 梅田　信	環境水理学 【水質】
宮城教育大学 教職大学院　教授	さいとう　ちえみ 斉藤　千映美	生物学（哺乳類） 【動物、生態系】
仙台大学名誉教授	ししど　いさむ 宍戸　勇	生物学（底生動物） 【動物】
石巻専修大学 理工学部生物科学科　教授	ねもと　ともゆき 根本　智行	植物学 【植物、生態系】
ＮＰＯ法人シナイモツゴ郷の会 理事長	たかはし　きよたか 高橋　清孝	生物学（魚類） 【動物】
宮城教育大学 教育学部　教授	みぞた　こうじ 溝田　浩二	生物学（昆虫類） 【動物】

※備考は本委員会における助言分野

会場位置図

鳴瀬川総合開発工事事務所　3階大会議室
宮城県大崎市古川駅前大通一丁目5－18
ふるさとプラザ3階



出典：地理院地図に開催場所を追記して掲載

環境影響評価手続きの流れ

配慮書の作成

※環境影響評価法第53条の経過措置の規定により、配慮書手続き不要。

・H28. 2. 9_ 第1回委員会 ・・・ 方法書（案）等を審議

・H28. 6.20_第2回委員会 ・・・ 方法書（案）等を審議

方法書の作成

公告・縦覧
H28年12月1日

←意見（住民等）

←意見（宮城県）←意見（加美町、色麻町）

・H31.1.10_第3回委員会・・・準備書（案）に関する審議

準備書の作成

公告・縦覧
H31年3月22日

←意見（住民等）

←意見（宮城県）←意見（加美町、色麻町）

・R2.11.25_第4回委員会・・・評価書（案）に関する審議

評価書の作成

←意見（国土交通大臣）←意見（環境大臣）

・R2.3.25_第5回委員会・・・補正評価書（案）に関する審議

評価書の公告

公告・縦覧
R2.5.11～R2.6.10

・R2.11.25_第6回委員会
（環境モニタリング調査計画書（案）に関する審議）

事業の開始

※工事中及び供用後は、監視、環境保全措置や事後調査を行う

【現在】
【モニタリング調査（工事中）】
※以降、年1回程度の頻度で委員会を開催予定

事業の完了

【モニタリング調査（供用後）】
※年1回程度の頻度で委員会を開催予定

報告書の作成

公告・縦覧

※事業や環境調査の進捗により適切な時期に決定する。

←意見（国土交通大臣）←意見（環境大臣）

手続きの完了

別紙－５

鳴瀬川総合開発環境検討委員会　公開要領

（目　的）

第１条　　「鳴瀬川総合開発環境検討委員会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（会議等の公開）

第２条　　会議、会議資料、議事概要は、公開する。

　但し、公開できない特段の理由がある場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。

　なお、公開、非公開の判断については、委員長が決定するものとする。

（会議の傍聴）

第３条　　会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、委員会で設置した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は抽選とする。

３）傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、委員長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

４）傍聴人は、静粛を旨とし、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。なお、委員長は、次の事項に違反した傍聴人を退場させることができる。

①　会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。

②　発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。

③　プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

④　飲食又は喫煙をしないこと。

⑤　携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。

⑥　他人の迷惑となる行為をしないこと。

⑦　その他、会議の秩序を乱し、妨害となるような行為はしないこと。

５）次に該当する者は、傍聴を認めない。

①　刃物等、危険物を携帯している者。

②　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。

③　酒気を帯びていると認められる者。

④　その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

（会議資料等）

第４条　　会議資料及び議事概要は、非公開に該当するものを除き、鳴瀬川総合開発工事事務所のホームページにおいて公開する。

　なお、会議において公開された会議資料等についても希少種（重要な種）の保護等の観点から種名やその生息箇所特定に繋がるような情報等に関しては、マスキング又は削除等を行った後にホームページで公開するものとする。

（その他）

第５条　　本公開要領に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

附　則　　本公開要領は、平成２８年２月９日より適用する。

　本公開要領は、平成３１年１月１０日より適用する。